

第 87 回 奈良県河川整備委員会 議事概要

日時：平成 30 年 12 月 17 日（月） 9：30～11：45

場所：やまと会議室 5F 大会議室

出席者：

【委員】 伊東委員、岡崎委員、川池委員、久保田委員、倉橋委員、河本委員、
庄田委員、立川委員（委員長）、館野委員、藤次委員、堀野委員

【事務局】 奈良県県土マネジメント部 河川政策官ほか

議事 1. 第 86 回奈良県河川整備委員会の議事概要

議事 2. 大和川水系（平城圏域）における事業再評価

質疑応答：

1. 第 86 回奈良県河川整備委員会の議事概要

意見無し

2. 大和川水系（平城圏域）における事業再評価

【秋篠川】

立川委員長	西ノ京工区は、下堂共同井堰が完了したことで、今後上流に向けて整備を進める上で支障になることがなく工事を進めていけると考えてよいか。
事務局	河道内の工事であり、用地買収が特に必要とならないことから、順調に工事を進めることができると考えている。
立川委員長	これまでの委員会において、周辺に薬師寺や唐招提寺があり、奈良県を代表する場所として、もっと歴史的景観に配慮すべきという意見がでていますが、このような意見に対して事業として、どのように位置づけられるのか。
事務局	15 ページにおいて、薬師寺、唐招提寺を訪れる観光客に対して、周辺景観と調和した河川の風景を提供すると記載している。前回の進捗点検においても多くの意見をいただき、現在、内部で具体的な対応策を検討しており、次回の委員会で示していきたいと考えている。
河本委員	15 ページだけを読むと、事業完了後に修復をすればよしと読めなくもない。事業実施の前提として、歴史的景観への配慮が必要であるということが把握できない。 例えば、下の黄色い枠内に、歴史的景観への配慮を十分に検討した上での事業継続が妥当というような表現はできないか。

【秋篠川（つづき）】

事務局	「事業完了後の良好な公共サービスの提供」の意図は、事業中に検討し、必要となる対策を実施することで、事業完了後に効果を発揮するという意味合いで書かせていただいております、事業完了後に何かをするという意味ではない。
河本委員	P15の文章を読んだ方がどう捉えるかという観点で見たときに、まず「事業継続が妥当」という文字が赤で示されていて、かつ上のほうで「現在の計画で事業の進捗に問題がないため」と書かれていると、特に何も配慮しなくてもいいと思われる。もう少し表現を工夫してはどうか。
事務局	多くの意見を頂いていることから景観に配慮するということを明記して残すことは大事だと考えている。 事業の必要性という意味では事業継続が妥当ということで、黄色い枠内はそのままにさせていただき、委員からの評価の意見として、ただし書きで、西ノ京工区については「歴史的景観に配慮した整備を行うこと」というような条件を付け加えるという形ではいかがか。
河本委員	意見としてのただし書きでは、何の拘束力も持たないと思う。
立川委員長	事務局から提案があったように、黄色い枠内は事業計画に対する判断であり、別の記載箇所に歴史的景観に配慮した整備を行うという表現を盛り込んだほうが分かりやすい。
事務局	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」に、歴史的景観に配慮した整備を行うという言葉を追記させていただこうと考えている。
立川委員長	事務局からの提案も、案としてはよいと思われる。例えば6章対応方針（案）の「○事業進捗の見込みの視点」の最後に、「西ノ京工区については、周辺景観と調和した河川の風景を提供する」というような文言を追記してはどうか。
事務局	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」の2つ目の前半に、「歴史的景観に配慮した整備を行うことにより」と前置きを記載し、委員長からいただいた意見を踏まえて、6章対応方針（案）の「○事業進捗の見込みの視点」の最後に、「西ノ京工区については歴史的景観に配慮した整備を行う」と記載する形ではどうか。
立川委員長 河本委員	明確になったと考えられる。
河本委員	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」は、西ノ京工区に限らず他の河川にもある。秋篠川に限らず、事業完了後のという表現が誤解を招くことが懸念される。例えば事業による良好な公共サービスの発揮など、いい言葉がないか考えているところである。

【秋篠川（つづき）】

岡崎委員	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」を目指した6章対応方針（案）が必要である。6章対応方針（案）に公共サービスの実現のための対応方針を記載することで、県が今後どういう対策を実施するかということが分かりやすくなり、意見が形として残ると考えられる。
藤次委員	河川だけでなく道路事業等の他事業も公共事業評価審査会で審査されており、審査時の指針に、事業完了後の良好な公共サービス提供の視点という判断基準があることから、項目自体の書きぶりを変えてしまうのはよくない。 6章対応方針（案）の中に、歴史的景観に配慮した整備を行うと書き込むという対応がよいと思う。
館野委員	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」で薬師寺、唐招提寺というところが、観光客に対してだけに配慮しているような文言であり、当然住民の方に対しても提供すべきものである。薬師寺、唐招提寺などの歴史遺産に配慮し、周辺景観と調和したと記載したほうがよい。
堀野委員	秋篠川の西ノ京工区では、景観に配慮しようとする、当然コストに跳ね返ってくるが、費用便益比の費用に組み込まれていないのが気になる。
事務局	西ノ京工区については、確実に景観へ配慮する必要があると考えており、予算を確保した上で対応していきたい。具体的な対応については、現在検討しているところであり、次回の委員会で見ていただいて、ご意見をいただいた上で対応していこうと考えている。
立川委員長	景観については様々な意見が出ており、景観に配慮した整備をしていただく。今回の再評価については、あくまで治水事業に関するB/Cにより各委員におかれては議論を進めていただくと言うことで理解いただきたい。
立川委員長	秋篠川の河川改修事業は、事業の必要性等に関する視点及び事業の進捗の見込みの視点から事業継続が妥当と判断する。

【地蔵院川】

久保田委員	9 ページの浸水実績図と 11 ページの浸水区域について、北側の前川と新川に囲われている平和団地の浸水範囲が大きく異なる。浸水区域が整備により浸水被害が解消されるということであるが、整備により浸水実績のほんの少しだけ解消されるということか。浸水実績がすべて解消されるのであれば、浸水区域がもっと広くてもよいと思うが。
事務局	11 ページの浸水区域は、地蔵院川の氾濫区域だけを示している。地蔵院川の河道断面の拡大により、前川、新川の水のはげがよくなることで、平和団地の浸水解消ができると考えている。
堀野委員	7 ページの流下能力図で示されている整備計画流量は、どういう意味を持っているのか。県道木津横田線より上流側はかなり通水断面が不足しているが、上流の遊水地計画との関係を教えてほしい。
事務局	整備計画流量は、10 年確率で遊水地を考慮した流量である。 県道木津横田線より上流側は、20～30 年間で工事を実施する整備計画区間に入っていないが、県道木津横田線までの整備が完了した段階で、改めて整備計画区間を上流へ延伸することを検討することになる。
堀野委員	遊水地による貯留量として、どの程度の効果を見込んでいるのか。そのような数値は記載しておいた方がいい。
事務局	遊水地で 17m ³ /s カットする計画となっている。
川池委員	4 ページの流量配分図、7 ページの流下能力図に遊水地整備による効果を明記したほうがよい。また、11 ページの右側の浸水区域についても遊水地貯留を考慮した氾濫区域であることを記載したほうがよい。
川池委員	13 ページの平成 35 年目標は、元号が変わることから、後々に見返したときに分かるように、西暦も併記したほうがよい。
事務局	意見を踏まえ修正する。
立川委員長	地蔵院川の河川改修事業は、事業の必要性等に関する視点及び事業の進捗の見込みの視点から事業継続が妥当と判断する。

【菰川】

立川委員長	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」で記載されている親水空間創出、自然環境復元に関する対応方針が、6章対応方針（案）に記載がないことから、先ほどの秋篠川と同様の対応をしていただければありがたい。
倉橋委員	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」で、秋篠川でも観光客の方だけに限定してという意見があったのと同じで、河川管理に熱心な地元の方々に特定しているのが気になる。
河本委員	自然環境を復元しとあるが、復元できるわけではないので、自然環境の創出という表現のほうがよい。
久保田委員	河川管理に熱心な地元の方々という記載については、実績があつて書かれていることであり、そういう人たちの努力がある程度報われるような表現が必要かなとも思う。
河本委員	花壇への植栽活動も含んでいることから、河川管理より環境整備という表現のほうがよいのでは。
河本委員	どこに魚道や階段護岸を設置するかが資料では記載がない。
事務局	魚道や階段護岸の設置位置を図の中に記載する。
立川委員長	意見をいただいた内容について、修文をすることをお願いしたい。
立川委員長	以上をもとに、菰川の河川改修事業は、事業の必要性等に関する視点及び事業の進捗の見込みの視点から事業継続が妥当と判断する。

【蟹川】

舘野委員	前回の進捗点検で、計画地が九条大路の羅城門に位置することから、それが分かるような工夫ができないかということに対して、お金が掛からない方法で工夫できればという事務局からの回答があつたが、今回の資料には反映できないか。
事務局	進捗点検でいただいたご意見に対して、再評価の資料ではなく、次回の進捗点検で対応を示したいと考えている。
河本委員	5章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」に、歴史的遺産ということを入れることはできないか。
伊東委員	直接河川に関係することではないことから、例えば観光課と協力して何らかの改善をするなどの表現でいいと思う。
舘野委員	河川だけでなく他のところと連携するか、あるいは他事業の問題かもしれないと発言したと認識している。

【蟹川（つづき）】

川池委員	7 ページの浸水実績図で、平成 22 年以降の浸水範囲を青色で付けられているが、大和郡山市管理区間の改修によって改修されるという理解でよいか。
事務局	浸水常襲地域自体は蟹川の県管理より上流の部分であり、蟹川の改修後に大和郡山市管理河川や貯留施設の整備などで浸水常襲地域の解消を目指していきたいと考えている。
立川委員長	羅城門跡を示す看板等は、河川の事業再評価には直接関連しないことなので、進捗点検の中で示してもらおうこととする。
立川委員長	蟹川の河川改修事業は、事業の必要性等に関する視点及び事業の進捗の見込みの視点から事業継続が妥当と判断する。

【能登川】

伊東委員	整備率 0%にもかかわらず、全体事業と残事業の直接被害軽減効果等が違うというのはどういう理由か。
事務局	事業が完成するまでは年毎の事業費に応じて徐々に効果が出てくるといふ考え方を採用している。工事自体はまだ始まっていないが、調査費用などで若干投資をしており、その分の効果が出ているという計算から、その分、残事業の便益が減っているという結果になっている。
伊東委員	マニュアルに準じた計算方法か。
事務局	マニュアルには、そこまで明記はされていないが、一般的にそういう形で年毎の投資した事業費分の効果が出ているというやり方を採用している。
立川委員長	どういう計算をしているのか、改めて計算方法をメール等で連絡いただけるようお願いしたい。
舘野委員	5 章の「○事業完了後の良好な公共サービスの提供」について、再評価実施要項を見ると、再評価の視点の 3) の③の 3 行目から 4 行目にかけて、「事業完了後、良好な公共サービスの提供が可能か確認を行う」の項目に当たる。そうすると、要するにどんな効果があるのかということを書くべきであるが、現在は効果ではなく、方針が書かれている。
事務局	ご指摘のとおりであり、文言を見直して、改めてメール等で送付してご意見いただければと思っている。
立川委員長	能登川河川改修事業については毎年状況を見ていく必要があり、ただし書きも含めて、事業の必要性等に関する視点及び事業の進捗の見込みの視点から事業継続が妥当と判断する。

【全体】

事務局	ご指摘いただいた資料の修正について年内に実施し、委員にお配りさせていただきます。内容を確認後、年明けにお返事をいただければと考えている。
立川委員長	5河川について、事業の必要性等に関する視点及び事業の進捗の見込みの視点から「事業継続」が妥当と判断する。

以上